

今月の税務トピックス (中小企業投資促進税制の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

地域経済の中核を担う中小企業を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しており、ポストコロナを見据えて、生産性向上や経営基盤の強化に対する支援を強化していく必要があります。

令和3年度税制改正では、中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（いわゆる商業・サービス業・農業水産業活性化税制）が中小企業投資促進税制に整理・統合され、その対象資産の見直し等が行われました。

そこで、本稿では、見直された中小企業投資促進税制の概要と実務上の留意点について解説します。

I 中小企業投資促進税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）等が、平成10年6月1日から令和5年3月31日までの間において、特定機械装置等の取得等をして国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じ）には、特別償却（特別償却限度額：基準取得価額×30%）が適用できます。

また、資本金の額等が3,000万円以下の特定中小企業者等については、その特別償却に代えて特別税額控除（税額控除限度額：基準取得価額×7%）を選択適用することができます（措法42の6①②）。

ただし、特別税額控除額の上限については、「中小企業経営強化税制（措法42の12の4②）」の特別税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しができます（措法42の6②～④）。

II 適用対象資産の範囲（措法42の6①、措令27の6②～④）

- 1 機械及び装置（取得価額要件：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの）
- 2 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）（取得価額要件：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの^(注)）

^(注) それぞれ1台又は1基の取得価額が30

万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。

- 3 車両及び運搬具（貨物運搬用の普通自動車のうち車両総重量3.5t以上のもの）
- 4 船舶（内航海運業の用に供されるもの）
- 5 ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの）（取得価額要件：一の取得価額が70万円以上のもの）

III 令和3年度税制改正

- 1 対象となる指定事業に、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）が追加されました（措規20の3⑤二・十一・十二）。
- 2 対象となる法人に商店街振興組合が追加されました（措令27の6⑦）。
- 3 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものが除外されました（措法42の6①）。
- 4 その適用期限が令和5年3月31日（改正前：令和3年3月31日）まで2年延長されました（措法42の6①）。

IV 適用関係

上記Ⅲの改正は、令和3年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得又は製作をされた特定機械装置等については、なお従前の例によります（令和3年改正法附則45,47）。

おわりに

令和3年度税制改正により、商業・サービス業・農業水産業活性化税制（旧措法42の12の4）は廃止されました。

また、追加された商店街振興組合については、改正前においても中小企業者に該当すれば中小企業投資促進税制の適用対象とされてきました。改正後においては出資金の額が1億円を超えることにより中小企業者に該当しない場合であっても、中小企業投資促進税制の適用が可能とされたので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。